

当薬局は下記の項目について認可及び届出を行っております

R7.6.1

公費医療事項

生活保護、原爆医療、結核医療、難病・児童福祉法指定、精神通院医療、  
育成医療・更生医療、居宅療養

四国厚生支局届出事項

|               |                  |         |           |
|---------------|------------------|---------|-----------|
| 調剤基本料 1       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | （調基 1）  | 第 3 4 6 号 |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | （在薬）    | 第 5 5 4 号 |
| 後発医薬品調剤体制加算 3 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | （後発調 3） | 第 2 6 0 号 |
| 連携強化加算        | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | （薬連強）   | 第      号  |

# 保険対象外の費用

当薬局では、必要に応じて下記に示す代金を頂戴しております。  
また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。

○文書料 1枚につき 2,200円（学校保健〈スポーツ保険〉記入用紙は対象外）

○医薬品持参及び郵送料

片道料金

～5 k m                      500円

6 k m～10 k m              1,000円

10 k mを超える場合      2,000円

郵送料      郵便料金に準ずる

○容器代金（追加希望の場合にご負担いただきます）（1つ）

投薬ビン

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 3 0 cc | 3 0 円 | 2 0 0 cc | 7 0 円 |
|--------|-------|----------|-------|

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 6 0 cc | 4 0 円 | 3 0 0 cc | 9 0 円 |
|--------|-------|----------|-------|

|          |       |          |         |
|----------|-------|----------|---------|
| 1 0 0 cc | 4 0 円 | 5 0 0 cc | 1 2 0 円 |
|----------|-------|----------|---------|

|          |       |  |  |
|----------|-------|--|--|
| 1 5 0 cc | 6 0 円 |  |  |
|----------|-------|--|--|

# 保険対象外の費用

○容器代金（追加希望の場合にご負担いただきます）（１つ）

## 軟膏ツボ

1 0 g 2 0 円

5 0 g 5 0 円

2 0 g 3 0 円

1 0 0 g 8 0 円

3 0 g 4 0 円

1 2 0 g 8 0 円

## 外用容器

3 0 cc 8 0 円

1 0 0 cc 7 0 円

6 0 cc 6 0 円

## 軽量カップ

1 0 cc 2 0 円

2 0 cc 3 0 円

## スポイド

2 cc 2 0 円

## 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、薬剤の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 災害発生・感染症流行時の体制について

当薬局では、災害時や新興感染症の発生時に都道府県等から協力要請があった場合、可能な限り地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。

## 調剤管理料・服薬管理指導料

当薬局では、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定しています。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。

また、患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。

薬剤服用歴等を参照しつつ患者さまやご家族等と対話することにより、服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、処方されたお薬の適正使用のために必要な服薬指導を行っています。

## 医療DXを積極的に推進しています

### ○オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムにより取得した、薬剤情報等を活用して、調剤、服薬指導等を実施しています

### ○マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります

## 医療情報取得加算（オンライン資格確認体制取組）

当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しており患者さまの薬剤情報、特定健診情報  
その他必要な情報を取得・活用して、より適切な調剤等に取り組んでいます

# 訪問薬剤管理料に関するご案内

## 介護保険の方

居宅療養管理指導料および介護予防居宅療養管理指導

### 【同一建物居住者】

3 7 9 円／回（2—9人）

3 4 2 円／回（10人以上）

### 【同一建物居住者以外】

5 1 8 円／回

## 医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導料

### 【同一建物居住者】

3 2 0 円／回（2—9人）

2 9 0 円／回（10人以上）

### 【同一建物居住者以外】

6 5 0 円／回

自己負担金については自己負担率により金額が変動します。

# 居宅療養管理指導

## 1.事業の目的と運営方針

### (事業の目的)

1. ハート調剤薬局東中富店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ハート調剤薬局東中富店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

### (運営の方針)

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## 2.従業者の職種、員数及び職務の内容

(職種について)

○従業者について

- ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

○管理者について

- ・ 常勤の管理者 1 名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ハート調剤薬局東中富店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容について)

○薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者の A D L や Q O L に及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

○訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

## 3.営業日および営業時間

○営業日は月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月1日）を除く。

○営業時間は月から金曜日は午前9時から午後6時30分とする。土曜日は午前9時から午後5時30分までとする。

○利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

## 4.指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

(指定居宅療養管理指導の種類及び利用料)

介護保険制度の規定準ずる(1割負担割合の場合)。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1 単一建物居住者 1 人の場合     | 5 1 8 円／回 |
| 2 単一建物居住者 2 人～9 人の場合 | 3 7 9 円／回 |
| 3 単一建物居住者 1 0 人以上の場合 | 3 4 2 円／回 |
| 情報通信機器を用いて行う場合       | 4 6 円／回   |

※算定する日の間隔は6日以上、月4回を限度に算定する。

ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、週に2回、かつ、月に8回に限り算定する。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合、1回につき100円が①に加えられます。

注5)上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注6)上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注7)居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係る利用料は同じです。

注8)上記の単一建物居住者とは、当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に訪問薬剤管理指導を行っている利用者をいいます。

(その他の費用の額)

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

|     |         |           |
|-----|---------|-----------|
| ・片道 | ～5 km   | 5 0 0 円   |
| ・片道 | 6～10 km | 1 0 0 0 円 |
| ・片道 | 10 km超  | 2 0 0 0 円 |

## 5.通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、藍住町の区域とする。

## 6.虐待の防止のための措置に関する事項          ハート調剤薬局東中富店

### 第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当院は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

### 第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

- (1) 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。  
また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

#### (1) 委員会の役割

- ア.虐待防止のための指針等の整備
- イ.虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ.虐待の防止に関する担当者の選定（委員より選任する）
- エ.虐待予防、早期発見に向けた取り組み エ.虐待が発生した場合の対応
- オ.虐待の原因分析と再発防止策の検討

#### (2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理部門や虐待防止担当者は必須。

### (3) 委員会の開催頻度と記録

ア.委員会は年 1 回開催する。

イ.虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。

ウ.委員会の会議内容を記録する。

【編注】虐待防止委員会と身体拘束等適正化検討委員会は、それぞれの要件を満たす内容が検討できる場合は、一体的に設置運営しても良い。

## 第 4 条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

ア.虐待防止を目的とした職員研修を、原則年 1 回以上及び職員採用時に実施する。

【編注】身体拘束等の適正化のための職員研修が要件となっている事業所の場合は、身体拘束等の適正化のための職員研修を併せて実施してもよい。

イ.研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

ウ.研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

【編注】虐待を発生させないためには、従業者が働きやすい職場であることが重要であり、従業者から働き方改善に関する意見も出してもらい、運営に反映させるなどの工夫も重要である。

## 第 5 条 運営規程に高齢者虐待防止の取り組みを位置付ける。

ア.利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止委員会を設置し、年 1 回以上定期的開催する。

イ.虐待防止を目的として年 1 回以上の職員研修を行う。

ウ.虐待防止責任者を配置し、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。

エ.万が一発生した場合、原因分析と再発防止に努める

## 第 6 条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ア.虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。

イ.虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察 3 等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

ウ.虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

エ.虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

## 第 7 条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

ア.利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。

イ.事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

## 第8条 虐待等に係る苦情解決方法

ア.虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

イ.苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

エ.対応の結果は相談者に報告する。

## 第9条 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 第10条 当指針の閲覧

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

## 第11条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

# 7.その他運営に関する重要事項

1. ハート調剤薬局東中富店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、調剤薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和7年4月1日より施行する。

# 長期収載品

患者のみなさまへ

## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)  
に関する基本的なこと



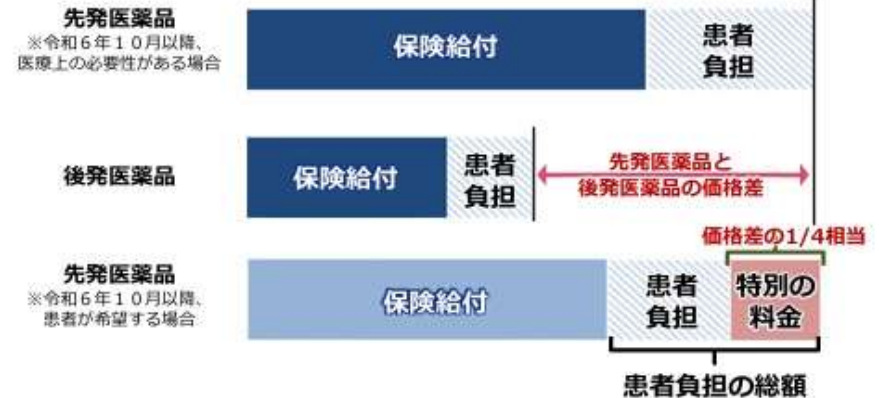
※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

## 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、  
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。  
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。  
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。  
※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

## Q&A

### Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品(ちょうきしゅうさいひん)と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

### Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

### Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

# オンライン資格確認推奨



とっても  
簡単!

## マイナンバーカード

1

### 受付

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



マイナンバーカード



2

### 本人確認

顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報も  
利用いたします

過去の診療・服薬・健診情報は、診療・服薬・健診に必要に応じて利用させていただきます。この利用は、診療・服薬・健診の提供に必要不可欠なものであり、ご利用を拒否された場合は、診療・服薬・健診の提供ができません。

(43歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の診療・服薬・健診情報は、診療・服薬・健診に必要に応じて利用させていただきます。この利用は、診療・服薬・健診の提供に必要不可欠なものであり、ご利用を拒否された場合は、診療・服薬・健診の提供ができません。

4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

# 個人情報保護に関する基本方針

## 1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

## 2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
- (6) 収集した個人情報は次の場合を除き第三者に提供又は開示しません。
  - ア あらかじめ本人の了解を得ている場合
  - イ 法令に基づく場合
  - ウ 個人を識別できないよう匿名化した場合
  - エ 人の生命、身体又は財産保護の必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時
  - オ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時
- (7) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (8) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

## 3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてのご質問やご不明な点がある場合

#### 4. 不正（不法）行為があった場合の対応

万一、不正行為（偽造処方箋及び不当な多重受診等による薬剤取得等）があった場合、再発防止のため当事者の氏名、生年月日、性別、住所、保険記号・番号、処方内容等の基本情報を、他の保険薬局、医療機関に公表すると共に、徳島県保健福祉部薬務課、四国厚生支局、所轄警察等に通報します。

# 個人情報に関するお知らせ

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取り扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

## 皆様の個人情報の利用目的

- ◎当薬局における調剤サービスの提供
- ◎医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴・既往歴《病名など》・アレルギー歴・体質・併用薬《薬剤名や処方医療機関など》・ご住所や連絡先など）
- ◎病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ◎病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などからの照会への回答
- ◎家族や看護者などへの薬に関する説明
- ◎医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会、回答、審査支払機関又は保険者への紹介など）
- ◎薬剤師・薬局賠償責任保険などに係わる保険会社への相談または届出など
- ◎調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◎当薬局・会社内・薬剤師会等で行う症例研究
- ◎当薬局・会社内・薬剤師会等で行う薬局実務実習
- ◎外部監査機関への情報提供
- ◎不正（不法）行為があった場合、他の保険薬局、医療機関、徳島県保健福祉部薬務課、四国厚生支局、所轄警察等への公表、情報提供、通報